

労働安全衛生法に基づく健康診断～実施後措置の流れ

第9回 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会

健康診断の実施（法第66条）

1年以内ごとに1回実施。医師による。

医師による診断区分の判定（例）

異常なし	要観察	要医療
------	-----	-----

①健康診断結果の通知（法第66条の6）

労働者が自ら健康管理ができるよう、労働者に健康診断結果を通知しなければならない。

②健康診断結果の記録（法第66条の3）

事業者は、健康診断の結果を記録しておかなければならない。⇒5年間保存

※健康診断の結果は事業者が漏れなく知ることになる。

※黄色の条文は罰則あり

③健康診断結果についての医師からの意見聴取（法第66条の4）

異常の所見があると診断された労働者について、健康診断結果に基づき、労働者の健康保持のための必要な措置について、意見を聴く。

医師による就業区分の判断（例）

区分	内容
通常勤務	通常の勤務でよいもの
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの
要休業	勤務を休む必要のあるもの

④健康診断実施後の措置（法第66条の5）

医師からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮※して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずる。※あらかじめ労働者の意見を聴き、了解が得られるよう努める。